

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金関連情報ファイル	
行政機関等の名称	弘前市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康子ども部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務を行うため。	
記録項目	1基礎年金番号、2年金管理番号、3カナ氏名、4氏名、5生年月日、6性別、7住所、8行政区、9宛名番号、10世帯番号、11世帯識別、12個人番号、13資格状態、14住記、15状態、16異動年月日、17届出年月日、18異動事由、19届書名、20電話番号、21年齢、22通称、23国籍・地域、24種別、25取得年月日、26変更年月日、27喪失年月日、28満了予定日、29再交付申請年月日、30保険料区分、31法定免除、32納付申出、33産免該当年月日、34単胎・多胎の別、35再交付申請理由、36法免期間、37産免期間、38付加期間、39不在期間、40資格月数、41免除月数、42受付年月日、43届出人氏名、44受付内容、45配偶者宛名番号、46配偶者氏名、47配偶者加入制度、48配偶者基礎年金番号、49手帳作成区分、50他年金記号番号、51取消記号番号、52納付書関連、53備考、54連絡、55分類、56異動事由コード、57説明、58届書コード、59進達区分、60申請年度、61申請年月日、62申請番号、63申請区分、64申請状態、65受付区分、66申請期間、67処理年月日、68発行区分、69継続区分、70翌年全免、71免除等区分、72審査順序、73世帯主宛名番号、74世帯主氏名、75特例区分、76承認年度、77承認結果、78承認開始、79承認終了、80承認期間、81申告区分、82政令で定める額、83地方税法上の障害者・寡婦・ひとり親、84控除対象配偶者および扶養親族数、85老人控除対象配偶者及び老人数、86特定扶養親族および扶養親族数、87前年の所得額、88純損失及び雑損失、89雑損控除、90医療費控除、91社会保険料控除、92小規模企業共済等掛金控除、93配偶者特別控除、94税法附則所得額控除、95障害者の合計数、96特別障害者の合計数、97寡婦、98ひとり親、99勤労学生、100控除の合計額、101控除後の所得額、102警告区分、103申請日、104適用開始日、105適用終了日、106業務、107対象、108対象者・台帳キー、109表題、110有効期間、111登録者、112登録日、113受給区分、114受給種別、115証書番号、116福祉年金管理番号	
記録範囲	国民年金の加入者	
記録情報の収集方法	各種届出書、日本年金機構からの提供、市民課・市民税課データベース	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	弘前市健康子ども部国保年金課、弘前市企画部法務文書課
	所在地	〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	

電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）	
利用目的及び記録範囲が当該電算処理ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備考	